

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十七号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条、第七条及び第九条中「四千四百十円」を「四千四百円」に、「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改める。

別表第一中「一〇、九九〇円」を「一〇、九五〇円」に、「九、三七〇円」を「九、三四〇円」に、「六、四四〇円」を「六、四二〇円」に改める。

別表第二中「八、三三〇円」を「八、三〇〇円」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。